

第8回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科
ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨（案）

- 1 日 時 平成23年9月29日（木）10:00～10:50
- 2 場 所 筑波大学医学系学系棟2階会議室（272）
- 3 出席者 八神健一、高橋智、佐伯由佳、鈴川和己、澁谷和子、中村幸夫、馬場 忠、横田光平
- 4 配付資料
 - 資料1 第7回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨（案）
 - 資料2 ヒトES細胞使用経過報告書
 - 資料3 ヒトES細胞使用終了報告書等
 - 資料3-2 使用計画申請書
 - 資料4 ヒトES細胞に関する倫理委員会細則新旧対照表（素案）
- 5 議 事
 - (1) 第7回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨（案）の確認について
委員長から、資料1に基づき説明があり、異議なく確認された。
 - (2) ヒトES細胞使用経過報告書について
使用責任者 高崎（松尾）助教から、資料2に基づき説明があり、質疑応答の結果、次のとおり対応することが承認された。
 - ・高崎助教の使用計画については、引き続き実施することは妥当である。
 - ・なお、委員長から使用責任者に対し、使用計画内容に変更が生ずる場合は、事前にすみやかに連絡するよう指示があった。
 - (3) ヒトES細胞使用終了報告について
使用責任者 千葉教授から、資料3及び資料3-2に基づき、使用計画（計画番号2）を終了したことの説明があり、質疑応答の結果、ヒトES細胞の使用に関する指針に沿って、ヒトES細胞の分配をした樹立機関の京都大学再生医科学研究所及び文部科学大臣に資料のとおり報告することが、確認された。
 - (4) ヒトES細胞に関する倫理委員会細則の改正について（素案）
委員長から、本学の組織が改編され、教員組織である「医学医療系」が設置されたことに伴う細則の扱いについて、資料4に基づき説明があり、大学本部及び文部科学省ライフサイエンス課と調整の上、必要な届出等を行っていくこととなった。

以 上